

香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）
ソーシャルネットワークのアカウント運用について

平成 29 年 5 月 1 日

香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）（以下「ワークサポートかがわ」という。）の情報を広く発信するため、ソーシャルネットワークでの情報発信を以下のとおり規定する。

第 1 利用するメディア

ツイッター（twitter）及びフェイスブック（facebook）

第 2 アカウント

ツイッター：jobnavi_kagawa 「job ナビかがわ」

フェイスブック：香川県就職・移住支援センター【ワークサポートかがわ】

第 3 情報発信の内容

- （1）ワークサポートかがわが実施するイベント等情報
- （2）ワークサポートかがわが運営する就職支援等のサイトに関する情報
- （3）県が実施する就職に関する情報
- （4）市町が実施する就職に関する情報
- （5）その他ワークサポートかがわが必要と認めた情報

第 4 情報発信の方法

原則として、業務時間内に不定期でワークサポートかがわの職員が投稿を行う。

最終承認者は原則として所長とするが、軽微なものや市町の依頼によるものは担当者とする。